

集合建築物における機械式駐車場の撤去に関する要綱

(目的)

第1条

この要綱は、集合建築物の住居の用に供する住戸に対して設置された機械式駐車場が、経年変化等により長期間に亘り使用されていない場合の撤去の取り扱いについて、必要な事項を定めるものであり、「開発事業等におけるまちづくりに関する条例」(平成12年西宮市条例第74号)(以下「条例」という。)施行規則別表第7第4項の(5)に規定するものを定める。

(定義)

第2条

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 機械式駐車場 昇降機とパレットなどにより、機械的に自動車の出し入れを行う駐車場を言う。
- (2) 管理組合 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条に規定する団体をいう。

(適用範囲)

第3条

住居の用に供する住戸に対して設置された、10年以上を経過し、かつ、駐車需要のない機械式駐車場を有する集合建築物を対象とする。

ただし、小規模開発事業には適用されないものとする。

(届出)

第4条

管理組合(賃貸契約形式の集合建築物の場合、その所有者)は使用していない機械式駐車場について、使用の見込みがなく、維持・安全管理に支障がある場合、市長に対して機械式駐車場の一部撤去を届け出ることができる。

(届出内容)

第5条

第4条に規定する届出は条例第14条第1項の規定による届出に次に掲げる書面及び図書を添えて市長に提出して行わなければならない。

- (1) 届出書(誓約書)

- (2) 駐車場の利用状態経過表（過去5年分）
- (3) 管理組合総会議事録（写し）
- (4) 建築確認検査済み証（写し）
- (5) 委任状
- (6) 西宮市駐車施設附置条例の対象建築物にあつては特定自動車用駐車施設附置変更届出書（写し）
- (7) その他市長が必要と認める書面及び図書

（施行期日）

この要綱は平成26年4月1日より施行する。